

第5章 個別労働関係紛争のあっせん

第1節 概 要

当労働委員会では、個々の労働者と事業主との間における個別労働関係紛争の自主的な解決を支援するため、知事の権限に属する事務の委任（地方自治法第180条の2）を受け、平成14年4月1日から個別労働関係紛争解決のあっせんの取扱いを開始した。

令和7年の係属件数は、前年からの繰り越しがなく、新規申請4件の計4件であった。前年と比較して7件減少した。

新規申請事件の内容を見ると、産業別内訳では、「教育、学習支援業」が2件、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「建設業」が各1件であった。

また、紛争内容別内訳では、「経営又は人事」が2件、「賃金等」が1件、「職場の人間関係」が1件であった。

係属した4件のうち4件が終結し、その内訳は、あっせん案の受諾等による解決が2件、取下げが2件であった。

個別労働関係紛争あっせん事件の推移

区分	項 目		令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	
新 規 あ つ せ ん 件 数			12	12	6	10	4	
従業員別件数	99 人 以 下		5	4	2	8	3	
	100 人 ～ 299 人		3	2	1	1	1	
	300 人 ～ 999 人		1	4	2	1		
	1000 人 以 上		2	2	1			
	不 明		1					
	計		12	12	6	10	4	
紛争内容別件数	賃 金 等		5	1	2	5	1	
	労 働 条 件 等		1	1	2	1		
	経 営 又 は 人 事		8	9	3	6	2	
	職 場 の 人 間 関 係		8	5			1	
	そ の 他							
	計		22	16	7	12	4	
最終状況	前 年 か ら 繰 越		1	2		1		
	新 規 申 請 件 数		12	12	6	10	4	
	計		13	14	6	11	4	
	内 訳	解 決		3	5	2	5	2
		打 切 り		6	6	3	4	
		取 下 げ		2	3		2	2
		不 開 始						
		繰 越		2		1		

(注) 「紛争内容別件数」については、1つの事件で紛争内容が複数のものがあるため、他の区分の件数とは必ずしも一致しない。

個別労働関係紛争あつせん事件の推移（産業別）

項 目	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
農業、林業				1	
漁業					
鉱業、採石業、砂利採取業					
建設業		1	2	2	1
製造業	2	5	3	1	
電気・ガス・熱供給・水道業					
情報通信業					
運輸業、郵便業				1	
卸売業、小売業	3			1	
金融業、保険業	1	1			
不動産業、物品賃貸業					
学術研究、専門・技術サービス業				1	
宿泊業、飲食サービス業	1				
生活関連サービス業、娯楽業				1	1
教育、学習支援業		2			2
医療、福祉	4	3	1	1	
複合サービス事業					
サービス業（他に分類されないもの）	1			1	
公務（他に分類されるものを除く）					
分類不能の産業					
計	12	12	6	10	4

個別労働関係紛争に関する相談件数

（条例・要綱等に基づくものではないが取り扱った件数）

- ・ 委員による相談対応 8件
- ・ 事務局職員による相談対応 28件

第2節 個別労働関係紛争あっせん事件一覧表

事件 番号	申請者	業 種	従業員数	申請年月日	調整事項	処理 日数	あっ せん 回数	担当委員	結 果
				終結年月日					
7 (個) 1	労働者	教育、 学習支援業	90	R7. 3. 27	厳重注意の撤回、謝罪	13	-	(公)岩渕 (労)桑原 (使)酒井	取下げ
				R7. 4. 8					
7 (個) 2	労働者	教育、 学習支援業	90	R7. 3. 27	懲戒処分 of 撤回、ハラスメント委員会の機能不全の追求	13	-	(公)岩渕 (労)桑原 (使)酒井	取下げ
				R7. 4. 8					
7 (個) 3	労働者	生活関連 サービス 業、娯楽業	100	R7. 5. 19	同僚とのトラブルに対する会社の指導	78	1	(公)櫻井(英) (労)飛田 (使)樋口	解決
				R7. 8. 4					
7 (個) 4	労働者	建設業	9	R7. 7. 15	未払賞与支給、傷病手当と給与の差額支給	115	1	(公)岩渕 (労)中村 (使)廣澤	解決
				R7. 11. 6					